

岩手県告示第 217 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件別表第 1 号に該当する区域の指定（昭和 48 年岩手県告示第 424 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域 (1)・(2) [略] (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の <u>収容施設</u> を有するもの (4)・(5) [略]	4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域 (1)・(2) [略] (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を <u>入院させるための施設</u> を有するもの (4)・(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	